

春日部市条例第 26 号

春日部市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

春日部市長

岩谷 一弘

春日部市印鑑条例の一部を改正する条例

春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人（<u>個人番号カード</u>（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。</u>）、<u>特定在留カード</u>（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下この条において同じ。</u>）又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）</u>を添えて申請する場合は、<u>登録者に限る。</u>）は、前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「印鑑登録証等」という。）</u>を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、<u>登録者</u>が春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号。第13条第2項において「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証等</u>の添付を要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定す</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証</u>を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、<u>登録者又はその代理人</u>が春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号。第13条第2項において「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証</u>の添付を要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証</u></p>

る個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明の拒否)

第12条

(1) **印鑑登録証等**の提示がないとき。

(印鑑登録の廃止の申請)

第13条

2 前項の規定にかかわらず、**登録者**が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、**印鑑登録証等**の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(代理人)

第18条 この条例に規定する申請又は届出を代理人により行う場合には、当該代理人が登録申請者又は登録者から委任されている旨を証する書面を添えて行わなければならない。ただし、第8条第1項**及び第11条第1項**に規定する場合には、この限りでない。

業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明の拒否)

第12条

(1) **印鑑登録証**の提示がないとき。

(印鑑登録の廃止の申請)

第13条

2 前項の規定にかかわらず、**登録者又はその代理人**が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、**印鑑登録証**の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(代理人)

第18条 この条例に規定する申請又は届出を代理人により行う場合には、当該代理人が登録申請者又は登録者から委任されている旨を証する書面を添えて行わなければならない。ただし、第8条第1項**並びに第11条第1項及び第2項**に規定する場合には、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。